

# SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」



No.278 | Aug. 2024

相続のあれこれ

ある70歳の人の悩み  
～使うのも  
相続税対策～

特集

## 知っておきたい 相続税改正

〈社長の履歴書〉株式会社村井 村井隆氏

〈経営者のミカタ〉高額な人間ドック費用は会社負担とできるか？

〈もっと身近にパブリック〉地方公共団体が経営する公営企業とは？



コーポレート  
サイトで  
PDFファイルが  
閲覧できます

わかりやすく解説!



特集

# 知っておきたい相続税改正

令和6年より、  
相続に関するさまざまな制度が改正されています。  
今回は3つの知っておきたいテーマについてご紹介します。  
相続に関して「よく分からない」「不安がある」  
そうお考えの方も多いかと思います。  
ぜひご参考にしてください。

## ご紹介する相続税改正トピック

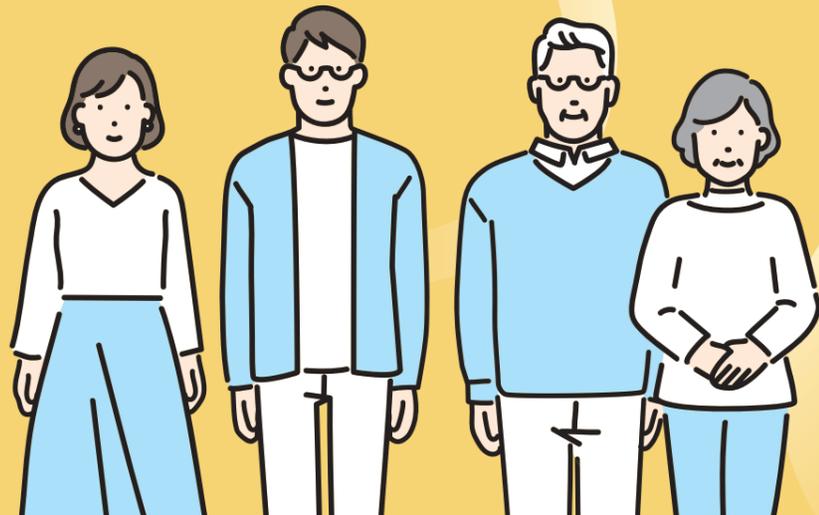
- トピック1 生前贈与の改正
- トピック2 区分所有マンションの評価の改正
- トピック3 相続登記の義務化



辻・本郷 税理士法人  
センター南事務所  
横瀬 稔



辻・本郷 税理士法人  
府中事務所  
池上 千祥



## トピック1

# 生前贈与の改正

財産を受け渡す時期によって税負担の差が生じないように、相続税と贈与税の一体化を目的とした税制改正が行われました。令和6年1月1日より適用が始まっています。

## 暦年課税

### 生前贈与の加算対象期間などの見直し

生前贈与の加算対象期間は相続開始前3年以内とされていましたが、令和6年以降の贈与から加算期間が7年になりました(一定の経過措置があります)。ただし延長された4年間の贈与については、その合計額から100万円を控除した額を加算します。

贈与の時期	加算対象期間
～令和5年12月31日	相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日
令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～	相続開始前7年間

## 相続時精算課税

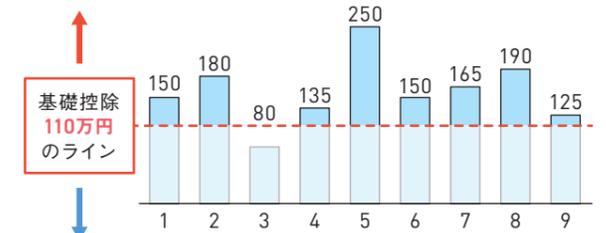
### 基礎控除の創設

相続時精算課税制度を適用する場合、毎年、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与額から基礎控除額110万円が控除されます。

また、贈与者に相続が発生した場合の相続税の課税価格に加算する財産の価額は、贈与額から年間110万円までを控除した残額となります。

#### 110万円超の場合

累計2,500万円までの贈与については、贈与税がかからないが、相続税の課税価格に加算するため相続税がかかる。



#### 110万円以下の場合

年間110万円以下の贈与については、贈与税もかからず相続税の課税価格に加算しないため相続税はかからない。

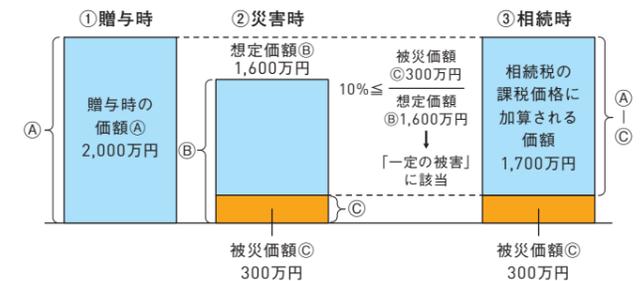
## 相続時精算課税

### 土地または建物の価額の特例の創設

改正以前に相続時精算課税制度を利用して、土地または建物を贈与した場合には、財産の評価額は贈与時の価額で評価することとされていました。令和5年度税制改正により、土地または建物が災害により一定の被害を受けた場合には、相続発生時に評価額から一定額を控除できることとなります。

#### 特例の計算イメージ

(例) 特定贈与者から贈与により取得した建物が被災した場合



出典: 国税庁パンフレット「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」

## 暦年課税と相続時精算課税

暦年贈与は、1月から12月までに贈与された財産に対して課税する方式。年間110万円の基礎控除を差し引いた額に対して贈与税がかかります。相続時精算課税は、60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などへの贈与に対してのみ適用されます。相続開始時に贈与を受けた財産額を相続財産の額に加算して相続税を計算します。暦年課税と相続時精算課税は、自分でどちらかを選択することができます。



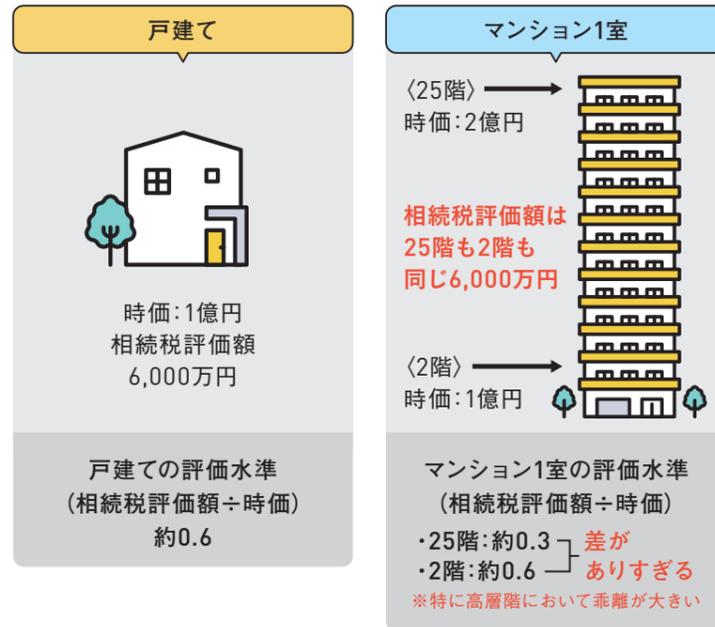
トピック2

## 区分所有マンションの評価の改正

新たに改正された「居住用の区分所有財産」(いわゆる分譲マンション)の相続税評価方法が、令和6年1月1日に適用されました。

マンションは敷地を多くの所有者で共有しています。そのため、1室当たりの土地面積が小さく、また建物部分も評価額が低くなってしまい、マンションは戸建てに比べて評価額が低くなる傾向がありました。それを見直したのが、今回の改正になります。

戸建てとマンション1室の違い(建物)



## 「区分所有補正率」を乗じて、居住用区分所有財産の相続税評価額を算出

新たな評価方法では、一室の区分所有権に係る「区分所有権(建物部分)」や「敷地利用権(敷地部分)」の価額に、それぞれ「区分所有補正率」を乗じて、居住用区分所有財産の相続税評価額を算出することとなります。区分所有補正率とは、理論的な市場価格と現行の評価額との乖離の割合を示すもので、市場価格の6割相当額まで引き上げることを目的としています。

評価水準 (1÷評価乖離率)	適用する 区分所有補正率	評価額への 影響	評価乖離率=A+B+C+D+3.220	
1超	評価乖離率	引き下げ	A	当該一棟の区分所有建物の築年数×△0.033
0.6以上1以下	適用なし	補正不要	B	当該一棟の区分所有建物の総階数指数×0.239
0.6未満	評価乖離率×0.6	引き上げ	C	当該一室の区分所有権等に係る専有部分の所在階×0.018
			D	当該一室の区分所有権等に係る敷地持分狭小度×△1.195

## 適用対象となる物件とは

3階建て以上の居住用の分譲マンションの一室であれば区分所有補正率の適用対象となります。2階建て以下のマンションやテナント物件は対象外となります。

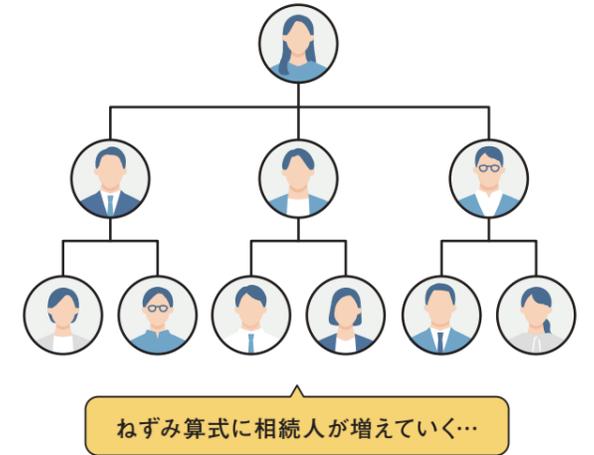
区分所有補正率の適用対象となる物件	区分所有補正率の適用対象外となる物件
<ul style="list-style-type: none"> <li>3階建て以上の居住マンション</li> <li>所有者自身が居住している分譲マンション一室</li> <li>所有者の親族が居住している分譲マンション一室</li> <li>第三者に貸し出している賃貸マンション一室</li> <li>課税時期に事務所などとして使用している分譲マンション一室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2階建て以下の低層マンションや集合住宅</li> <li>一定の要件を満たす二世帯住宅</li> <li>課税時期において区分建物の登記がされていないもの</li> <li>オフィスなどの商業ビルや事業用テナント物件</li> <li>一棟まるごと所有している賃貸マンション</li> </ul>

トピック3

## 相続登記の義務化

所有者が亡くなったのに相続登記がされないことで「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や公共事業の阻害など、社会問題になっています。

これは、相続登記は義務ではないため登記申請の意識が希薄化したことや、遺産分割協議をしないまま土地共有者がねずみ算式に増加したことが理由として挙げられます。この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。



## 義務化の内容 → 3年以内に相続登記

相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となりました。正当な理由なく放置した場合には10万円以下の過料が科される可能性があります。

## 令和6年4月1日からスタート

相続登記の義務化は令和6年4月1日から始まっています。また、4月1日より前に相続した不動産も相続登記がされていないものは、義務化の対象となります(3年間の猶予期間があります)ので、ご注意ください。

### 相続登記の参考にしてください!

## スマホで、自分でできる「better相続登記」

辻・本郷グループの辻・本郷 ITコンサルティング株式会社では、必要事項を入力いただくだけで、スマホで簡単に相続登記ができるサービス「better相続登記」を提供しています。最短60分で申請書が完成。自分のペースで格安にできるWebサービスです。

詳しくはWebサイトで!

better相続登記 検索



## 相続税のことならお気軽にお問い合わせください!

辻・本郷 相続センター

0120-912-914 9:00-21:00 (土日も受付中)

https://www.ht-tax.or.jp/sozoku-center/

辻・本郷 相続 検索



私たちに  
お任せください!





# 社長の履歴書

53

President's Resume



「歩くことがもっと楽しくなる」

きっかけを提供する

辻・本郷 税理士法人が

お取り扱いさせていただいている企業のトップにフォーカスし、ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、株式会社村井

代表取締役会長の村井隆さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

株式会社村井  
代表取締役会長

## 村井隆氏



## 90年以上の歴史を誇る 総合靴関連製品メーカー

創業1931年、93年の歴史を誇る総合靴関連製品メーカー、株式会社村井。「足もとから人々の健康で、快適な生活づくりに貢献する」という企業理念のもと、靴の部品や靴型を製造し、靴メーカーに販売しています。2000年にはそれまでに培ったノウハウや技術をもっと幅広い方に提供しようと、一般消費者向けのフットケア事業に参入。現在、インソールやパッドなど120種類以上ものアイテムを取り扱っています。代表取締役会長の村井隆さんは三代目。1981年に入社し、1999年に代表取締役社長に就任。2023年に代表取締役会長に就任しました。

## 限りなく“ムダ”を排除し 生産性を向上

同社の強みは、企画・研究開発から製造・販売までをワンストップで行う対応力、オープンイノベーションにも取り組んでいる優れた開発力、そして、金型や製造機械を自社でつくる技術力です。これらの強みを生み出す土台となったのが、1992年のNPS研究会への入会だったといいます。NPS研究会とは、トヨタ生産方式をベースに、あらゆるムダを排

除することによって経営効率の向上を図り、企業の体質強化を目指す研究会です。「製品をまとめてつくることの“ムダ”や、製品在庫を多く抱えることの“ムダ”など、さまざまな経営上の“ムダ”に気づかせ、生産性が劇的に改善しました」と、村井さんは語ります。

## 「歩く」ことを通して 人とつながる

また、同社では製品をつくるだけでなく、「歩くことが、もっと楽しくなる」きっかけを提供しようと、新しいスタイルのカフェ併設のギャラリー「ARUKU COFFEE & GALLERY」を2022年にオープンしました。インソールなどの同社の製品を体験できたり、優しい味わいの浅煎りスペシャルティコーヒーを楽しめたりするほか、「歩く」ことが楽しくなるような各種イベントを展開。これまでに、靴磨き世界チャンピオンの長谷川裕也さんやアメリカ大陸を人力車で横断したガンブ鈴木さん（現在アフリカ大陸縦断中）を招いてのトークイベントなどを開催。「歩く」ことを通して、地域や人とつな



左右で異なる形状が「飛距離アップ・球筋の安定」をアシストするゴルフインソール

がることのできる拠点として展開しています。

今後は、脱炭素社会の実現に貢献するために、これまで以上に“ムダ”をなくし、さらなる効率性を追求することで、CO2排出を抑えた環境にやさしいものづくりを進めていくといいます。同社のアグレッシブな歩みが、私たちの暮らしを足もとから快適にしてくれます。

### Information

現在「ARUKU COFFEE & GALLERY」では、「世界を人力車で飛び回る旅人・ガンブ鈴木 アメリカ横断後も旅は続くよどこまでも展」が開催されています。2024年9月6日（金）まで開催予定。



### BIOGRAPHY

- ・1953年 東京生まれ
- ・1976年 立教大学経済学部経営学科卒業
- ・1980年 英国Southfields College, Department of Footwear Manufacture卒業
- ・1981年 株式会社村井入社
- ・1985年 取締役国際企画室長就任
- ・1999年 代表取締役社長就任
- ・2023年 代表取締役会長就任

### 株式会社村井

決して模倣をしないこだわり抜いた製品設計により、各方面から高い評価を受けている研究開発型の総合靴関連製品メーカー。2019年から4年連続でグッドデザイン賞を受賞。新たな価値の創造と提供を通して、人々の暮らしを豊かにすることを目指している。

🌐 <https://e-murai.jp/>

📍 東京都豊島区北大塚2-27-4 ☎ 03-3918-0181



# 経営者のミカタ

ワンポイントで  
経営者をサポート  
Corporate resource column

This month's theme

## 高額な人間ドック費用は 会社負担とできるか？



福島事務所  
阿見 浩介

健康経営が叫ばれる昨今、経営者および従業員の健康管理は会社経営の重要課題となっています。健康管理のための健康診断の実施は企業に義務付けられていますが、経営者であれば法定の健康診断項目だけでなく、より精緻な検査項目も実施し病気の早期発見につなげたいものです。

では本題です。最新の設備で多くの検査項目、ラグジュアリーな施設で専任のコンシェルジュもつくような、高額な人間ドック費用は会社の負担とできるでしょうか？答えはイエスでもあり、ノーでもあります。以下詳しく説明します。

まず所得税法上の取り扱いとして、特定の者に著しく多額な経済的利益があるような場合には、給与として所得税が課税されることになります。給与課税の具体的な判断基準はありませんが、次の2点がポイントとなります。

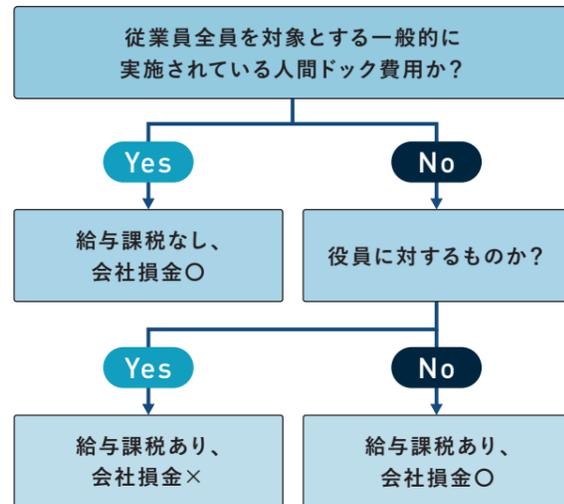
- ① 役員や特定の地位にある人だけを対象としていないか。
- ② 健康診断が、一般的に実施されている受診内容であり、著しく高額ではないか。

上記の健康診断内容は、②の点から給与課税となる可能性が高いと思われます。

次に、法人税上の扱いはどうなるのでしょうか。実は、役員と従業員とでは少し扱いが異なります。役員の場合、役員給与については定期同額給与、事前確定届出給与などの税務上の損金算入要件に該当しな

ければ法人税上の損金となりません。一方、従業員の場合は本人に給与課税はされるものの、会社としては給与として損金とすることが可能です。

以上を踏まえると、次のようなフローチャートとなります。



このように、個人の給与課税や法人税負担が生じるケースもありますが、ある程度は会社に負担してもらうことは可能です。オーナー企業の経営者の健康問題は、事業継続上の大きなリスクとなりますので、多少の税負担があったとしても、しっかりと健康診断を受けることも検討してはいかがでしょうか。

# もっと身近にパブリック

医療・社会福祉・公益法人・  
地方公共団体の“今”



公会計部  
秦 幸太郎

## 地方公共団体が経営する公営企業とは？

公営企業と聞いて何をイメージしますか。「公営」の名前通り、行政が事業を行っているのですが、なかには意外な事業もあります。

### 公営企業とは

地方公共団体（都道府県、市町村など）が経営する企業で、私たちの生活に密接に関連するインフラの整備や必要なサービスを提供しています。例えば、水道事業では水を供給し、下水道事業では雨水や生活排水を処理しています。また、公立病院を運営する病院事業もその一つです。

公営企業が提供するサービスは、そのサービスを利用する人が料金を払う仕組みになっています。基本的には料金収入だけで運営されているので、一般的な行政サービスとは区別して経営されています。

### 公営競技

実は、競艇、競輪、競馬などの公営競技も地方公共団体が運営しています。例えば、辻・本郷 税理士法人の本社がある東京都新宿区も特別区（23区）共同で地方競馬場の運営をしています。

令和6年版地方財政白書（総務省）によると、これら公営競技などの収益事業全体の収支は6,427億円の黒字となっており、かなり儲かっていますね。この収益金は、インフラ、教育施設や社会福祉施設の整備などに活用されていますので、公営競技を運営している市区町村は他の地域よりも行政サービスが手厚いかもしれません。

### 税金はどうなっているの

最後に税金についてですが、公営企業は地方公共団体の一部ということもあり、儲かったとしても法人税の申告・納税義務はありません。ただし、消費税の申告・納税義務はあります。普段私たちが支払う水道料金などには消費税が含まれているため、これらを受け取った公営企業は消費税を計算し、納税を行う必要があります。辻・本郷 税理士法人では、公営企業の消費税申告を支援しています。



# 労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[ 特定社会保険労務士 片山 佳苗 ]



育児・介護休業法が改正されました  
～令和7年4月1日から段階的に施行～

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化を目的とした改正法が令和7年4月1日から段階的に施行されます。

## 【改正のポイント】

- ①柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります。  
3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関し、柔軟な働き方を実現するための措置として「始業時刻等の変更」「テレワーク」「新たな休暇の付与」「短時間勤務制度」等から2つ以上の制度を設け、労働者が選択して利用できるようにすることが義務付けられます。
- ②所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大されます。  
対象となる労働者の範囲が、小学校就学前の子(現行は3歳になるまでの子)を養育する労働者に拡大されます。
- ③育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます。

3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

- ④子の看護休暇が見直されます。  
子の行事参加等の場合も「看護等休暇」を取得可能とし、対象となる子の範囲が小学校3年生修了(現行は小学校就学前)まで拡大されます。
- ⑤仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります。  
妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務付けられます。
- ⑥育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます。  
従業員数300人超の企業に、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。(現行は従業員数1,000人超の企業)
- ⑦介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります。

※詳細は今後省令等で定められます。



あれこれ  
相続の  
気になる  
ちよつと

木村信夫の



社・本郷 税理士法人  
副理事長

## ある70歳の人の悩み～使うのも相続税対策～

### 1 70歳からさらに増やすのか

70歳になり年金もしっかりもらえて、財産が仮に3億円あったとします。これから先のことはどうなるのかわからないので、株や不動産投資などの資産運用をしてさらに資産を増やそうとする人もいます。お金はいくらあっても邪魔にはなりませんし、100歳まで生きることを考えた場合、まず必要なのはまとまったお金です。

でも一方で男性の平均寿命が81歳ですから、あと10年くらいしか時間がありません。さてどうするかです。

まず使うことを考えてみます。仮に月100万円を使うとした場合には年間1,200万円、10年間で1億2,000万円、まだ単純計算で1億8,000万円の財産が残り相続税がかかります。当たり前ですが、使えば相続税も下がります。

「DIE WITH ZERO」という本が売れているように人生が終わるときに財産が0になるのが理想なのですが…。

### 2 70歳から何に使うのか

夢のような話ですが、それを趣味、旅行、美味しい物の食べ歩きなどで使ったとしても毎月100万円は使いきれないと思います。仕事しか趣味がない人にはなおさら使う術がありません。「俺によこせば直ぐに使い切ってみせるぜ!」との声も聞こえてきそうです。

自分のために使うのが一番いいのですが、社会のため、たとえば盲導犬協会などに寄付するのも社会的に大きな意義があります。

もちろん親族などに使うのもまた大きな意味があるかもしれません。妻、子供、甥、姪、兄弟、他人(?)に1人300万円を4人に贈与すると贈与税の合計は76万円(1人19万円)となります。1人に400万円を3人に贈与すると贈与税の合計は100万5,000円(1人33万5,000円)となります。

### 3 70歳の分岐点

70歳は前期高齢者と後期高齢者の中間に位置します。まだまだ気力と体力はありますが、体のあちこちが少しずつ痛くなる年齢です。人生はまだ長いので増やす派が多いと思いますが、少しずつ使い始めてもいい年齢でもあります。

もう実行している人も多いかと思いますが、まず自分のために使い、まだ余力があれば社会的な寄付を、さらに余力があれば贈与も検討してみてください。

自分のために使って嬉しい、親族などへの贈与でもらった人も嬉しい、国はGNPや贈与税が増えて嬉しい、の三方よしになります。



社・本郷 税理士法人

## オフィスのレポート

## Vol. 53 西新宿事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。  
第53回目となる今回は、西新宿事務所からのレポートです。



西新宿事務所は開設して1年あまりの新しい事務所、会社設立センターとオンライン相続センターからなるデジタル事業部と相続セントラルキッチンに合わせて100人弱が所属しています。全国の案件を扱うことや業務品質向上のために効率化を図っていきたい点が共通しており、現時点で連携して行う

業務は少ないものの、管理体制やシステム構築の面で相互に良い刺激となっています。法人と相続のチームが同居していることを強みに、今後より幅広いニーズに応えられるよう、西新宿事務所としてさらに成長していきたいと考えております。

西新宿事務所 所長  
久和 大輝

2014年9月 社・本郷 税理士法人に入社。東京・京都・名古屋の三拠点を中心に全国展開する会社設立センターのセンター長。最近では健康とリフレッシュのため、ジムへ行ったり定期的に体を動かすようにしています。

## あなたの考える西新宿の魅力とは？

たくさん的高層ビルが立ち並ぶ街並みは都会のオフィス街のイメージそのもので、毎日身が引き締まる思いです。

一方で西新宿には飲食店も多く、公園や美術館といった施設も複数あります。新宿中央公園にはフットサル場や子どもたちが水遊びをできる広場もあり、休日は普通のオフィス街としての西新宿とは全く違った、開放的な雰囲気を感じることができます。

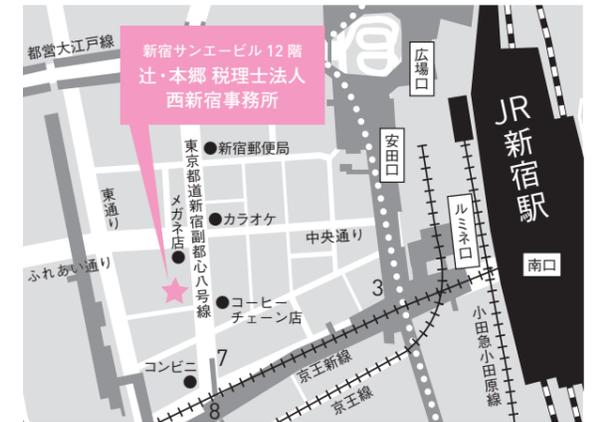
## 西新宿事務所

〒160-0023

東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル12階

TEL 会社設立センター：080-9705-0135

オンライン相続センター：050-5530-2605



## 1

## デジタル事業部

従来の税理士像に捉らわれることなく新しいツールを積極的に取り入れ、急成長しているチームです。業務効率化により捻出した時間や費用は顧客サービスへ還元し、初めての会社経営や相続において有益なサポートができるように努めています。



受付では相続のキャラクターこころんと、干支のマスコットがお客さまをお迎えします。

## 2

## 相続セントラルキッチン

セントラルキッチンには現在約25名のスタッフで年間2,000件以上の相続税申告書を作成しています。年齢・経歴はさまざまですが、スタッフ同士でサポートし合いながら、日々、社・本郷の全国の相続案件の対応を行っております。



黒が基調の新しく綺麗な執務室で、一画にはカフェスペースもあります。



WEB面談用のブースが合計8室あり、遠方のお客さまともすぐに面談を行うことができます。



#43

# 生産性向上術

打刻機器

トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、  
辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

今回は、勤怠管理のデジタル化についてお話ししましたが、勤怠管理を行うには  
欠かせない『打刻機器』についてお話しします。さまざまな種類や特徴があるので  
参考にしてみてください。



えびちゃん

紙のタイムカードを締め日に回収して集計作業をしているけどとても手間。  
勤怠管理を自動化できるのはとてもありがたいわね。

## 1つ目は、『ICカード打刻』。

従来の打刻方法に近いのでデジタルに不慣れな方にもオススメです。

## 2つ目は、『モバイルGPS打刻』。

スマホのGPS機能を使って打刻します。外回りの営業職の方にオススメです。



## 3つ目は、『入退室管理システム連動打刻』。

セキュリティ対策のためのシステムとの連携で最初の入退室履歴が出勤、最後の入退室履歴が退勤として打刻されます。

## 4つ目は、『生体認証打刻』。

不正打刻を防ぎたいならオススメです。指静脈打刻・指紋打刻・指ハイブリッド認証・顔認証・カメレオンコード認証などさまざまな種類があります。



えびちゃん



相談者

たくさんあるわね、どれがオススメかしら？

打刻については、1つに絞らなくても大丈夫です。例えば内勤者は『IDカード打刻』、外回りの営業職は『モバイルGPS打刻』のように使い分けていらっしゃいました。詳しくは、顧問担当または、私までご連絡ください！



えびちゃん

さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 ITコンサルティング株式会社  
コンサルティング事業部 海老原(えびちゃん)まで [✉ itc-info@ht-itc.jp](mailto:itc-info@ht-itc.jp)

## 辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ:メール [consuldiv@ht-tax.or.jp](mailto:consuldiv@ht-tax.or.jp)  
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)

### 郵便費値上げに備える～効率的なコスト削減戦略～

【開催日時】2024年8月6日(火) 11:00～11:45 (講演時間 約45分)

◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役 菊池 典明  
株式会社LayerX バクラク事業部 パートナーフィールドセールスチーム マネージャー 林 弘翔 様

オンライン

参加費無料

※Zoomを利用した  
オンライン配信

### 入退社の業務を簡略化! 社員情報管理システムで実現可能なDX

【開催日時】2024年8月8日(木) 13:00～14:00 (講演時間 約60分)

◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 コンサルティング事業部 チーフコンサルタント 田中 秀磨  
株式会社オービックビジネスコンサルタント SI・コンサルティングパートナー推進室 プロフェッショナルパートナーグループ 林田 沙知 様  
株式会社 DONUTS ジョブカン事業部 土業チーム 楠岡 沙也可 様  
株式会社カオナビ アライアンス事業本部 パートナーサクセスグループ 細沼 慎也 様

オンライン

参加費無料

※Zoomを利用した  
オンライン配信

### 【相続これで安心】賢い贈与の仕方と相続税

【視聴可能期間】2024年8月13日(火) 11:30～8月19日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 関西相続センター 税理士 山田 美佐

WEB

参加費無料

### 【専門講座】『徹底解説 課税上のグレーゾーン』出版記念セミナー(第二回)事例各論編

【視聴可能期間】2024年8月15日(木) 11:30～8月21日(水) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 関西審査室 室長 税理士 山本 秀樹

WEB

参加費: ¥5,000

### 金融機関が知っておくべき「経営改善計画策定支援事業(405事業)」

【開催日時】2024年8月20日(火) 14:00～15:00 (講演時間 約60分)

◎講師: 辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 コンサルタント 中小企業診断士 宅地建物取引士 上野 貴司  
◎会場: 辻・本郷 税理士法人 新宿ミライナタワー事務所 カフェテリア

会場

参加費無料

### 30分で押さえる「移転価格税制」(第1回)移転価格税制の基本

【視聴可能期間】2024年8月22日(木) 11:30～8月28日(水) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 シニアパートナー 税理士 酒井 啓二

WEB

参加費無料

### 実務のお悩み解決! インボイスQ&Aセミナー

【視聴可能期間】2024年8月29日(木) 11:30～9月4日(水) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 コンサルティング事業部 マネージャー 西野 雅文

WEB

参加費無料

## 相続セミナー

会場

参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。

◎各会場時間共通: 座談会 14:00～/相談会 15:00～

お申し込み・  
お問い合わせは  
各事務所で

### 【座談会】相続放棄は慎重に～税務と民法の視点から～

【札幌】8月20日(火)

◎会場: かでの2・7  
◎詳細: 札幌事務所 011-272-1031

【新潟】8月28日(水)

◎会場: 新潟日報メディアシップ  
◎詳細: 新潟事務所 025-255-5022

事務所一覧 | 国内90拠点・海外7拠点 (2024年8月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。  
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ニューヨーク  
ロサンゼルス  
ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所  
福岡事務所  
久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 宮崎事務所  
延岡事務所  
日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国・四国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所
- 高知県 高知事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所  
八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所
- 岩手県 盛岡事務所  
遠野事務所  
一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所  
郡山事務所  
いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所  
長岡事務所  
上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 坂井事務所
- 山梨県 甲府事務所  
大月事務所
- 長野県 長野事務所  
松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所  
伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所  
名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所  
宇都宮中央事務所  
宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所  
潮来事務所
- 群馬県 高崎事務所  
富岡事務所
- 埼玉県 熊谷事務所  
大宮事務所  
越谷事務所  
越谷花田事務所  
川口事務所  
所沢事務所
- 千葉県 柏事務所  
千葉事務所  
船橋事務所

- 東京都 亀戸事務所  
北千住事務所  
秋葉原事務所  
東京ミッドタウン八重洲事務所  
銀座事務所  
蒲田事務所  
蒲田駅東事務所  
池袋事務所  
新宿ミライナタワー事務所  
西新宿事務所  
新宿センタービル事務所  
新宿御苑事務所  
新宿HR事務所  
代々木事務所  
渋谷事務所  
練馬事務所

- 吉祥寺事務所  
立川事務所  
府中事務所  
瑞穂事務所  
町田事務所
- 神奈川県 横浜事務所  
横浜スカイビル事務所  
横浜関内事務所  
センター南事務所  
青葉台事務所  
横浜井土ヶ谷事務所  
大和事務所  
厚木事務所  
湘南事務所  
小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

